

## 議案第1号

### みやき町証明等手数料条例の一部を改正する条例について

みやき町証明等手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6年 2月 2日提出

みやき町長 岡 毅

#### 提案理由

この議案は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）において、戸籍電子証明書及び除籍電子証明書の手数料が追加されたことにより、みやき町証明等手数料条例を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものである。

## みやき町証明等手数料条例の一部を改正する条例

みやき町証明等手数料条例（平成17年みやき町条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の金額
戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付	1通につき 450円  （自動交付機による交付（本町の電子計算組織（本町の使用に係る電子計算機を電子通信回線で接続した電子計算組織をいう。）と電子通信回線で接続された端末装置であって、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明等を交付する機能を有するものを介して行う証明書の交付をいう。以下同じ。）の場合にあっては、1通につき350円）
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合を除く。）	1件につき 400円
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付	1通につき 750円

除籍電子証明書提供用識別符号の発行 (電子情報処理組織を使用する方法による除籍電子証明書提供用識別符号の発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合を除く。)	1 件につき	700円
戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項 1 件につき	350円
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項 1 件につき	450円
届出若しくは申請の受理の証明書の交付、戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。次項において同じ。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市区町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	1 通につき	350円
戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書その他市区町村長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧	1 件につき	350円
身分証明書	1 通につき	300円
上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理証	1 通につき	1,400円

明書の交付	
不在籍証明	1 件につき 300円
住民票・戸籍附票の謄本又は抄本の交付	1 通につき 300円 (自動交付機による交付の場合にあつては、1 通につき200円)
不在住証明	1 件につき 300円
除かれた住民票・戸籍附票の謄本又は抄本の交付	1 通につき 300円
住民票・戸籍附票の記載事項証明	1 件につき 300円
住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1 件につき 300円
印鑑登録証明書	1 通につき 300円 (自動交付機による交付の場合にあつては、1 通につき200円)
印鑑登録証再交付	1 件につき 500円
納税証明書の交付	1 件につき 300円
公簿・土地図面の閲覧又は照合	1 件につき 300円
資産に関する証明	1 件につき 300円
租税公課に関する証明	1 件につき 300円
固定資産課税台帳の閲覧	1 件につき 300円 ただし、地方税法の規定による縦覧期間は除く。
固定資産課税台帳記載事項に関する証明	1 件につき 300円

破産等に関する証明	1 件につき	300円
住宅用家屋の証明	1 件につき	1,300円
自動車の保管場所使用承諾証明	1 件につき	300円
火災関係焼失物品に関する証明	1 件につき	300円
納税管理人に関する証明	1 件につき	300円
営業に関する証明	1 件につき	300円
所得に関する証明	1 件につき	300円
犬の登録	1 頭につき	3,000円
狂犬病予防注射済票の交付	1 件につき	550円
犬の鑑札の再交付	1 件につき	1,600円
狂犬病予防注射済票の再交付	1 件につき	340円
地縁団体の認可に関する証明	1 件につき	300円
認可地縁団体の印鑑に関する証明	1 件につき	300円
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条第3項の規定に基づく登録票の交付又はその更新若しくは再交付	1 件につき	3,400円
墓地の改葬に関する証明	1 件につき	300円
契約、補助金及び交付金等に関する証明	1 件につき	300円
卒業、成績等に関する証明	1 件につき	300円
土地その他被害に関する証明	1 件につき	300円

町道に関する証明	1 件につき	300円
道路河川に関する証明	1 件につき	300円
優良宅地造成認定の申請に対する審査	1 件につき	86,000円
優良住宅新築認定の申請に関する審査	<p>新築住宅の床面積の合計が100m<sup>2</sup>以下のとき</p> <p>1 件につき</p> <p>6,200円</p> <p>100m<sup>2</sup>を超え500m<sup>2</sup>以下のとき</p> <p>1 件につき</p> <p>8,600円</p> <p>500m<sup>2</sup>を超え2,000m<sup>2</sup>以下のとき</p> <p>1 件につき</p> <p>13,000円</p> <p>2,000m<sup>2</sup>を超え10,000m<sup>2</sup>以下のとき</p> <p>1 件につき</p> <p>35,000円</p> <p>10,000m<sup>2</sup>を超えるとき</p> <p>1 件につき</p> <p>43,000円</p>	
農地台帳の閲覧	1 件につき	300円
農地台帳の記録事項要約書の交付	1 件につき	300円
農業経営に関する証明	1 件につき	300円
非農地に関する証明	1 件につき	300円
農地法による申請書受理済証明	1 件につき	300円
その他の証明	1 件につき	300円

行政不服審査法第38条の規定に基づき 審理員が行う提出書類等の写し等の交 付	白黒片面1枚につき	20円
	カラー片面1枚につき	50円
行政不服審査法第81条の規定に基づき 同条の機関が行う主張書面等の写し等 の交付	白黒片面1枚につき	20円
	カラー片面1枚につき	50円

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

みやき町証明等手数料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付又は戸籍の謄本若しくは抄本の交付	1 通につき 450 円  （自動交付機による交付（本町の電子計算組織（本町の使用に係る電子計算機を電子通信回線で接続した電子計算組織をいう。）と電子通信回線で接続された端末装置であって、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明等を交付する機能を有するものを介して行う証明書の交付をいう。以下同じ。）の場合にあっては、1 通につき350 円）	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付	1 通につき 450 円  （自動交付機による交付（本町の電子計算組織（本町の使用に係る電子計算機を電子通信回線で接続した電子計算組織をいう。）と電子通信回線で接続された端末装置であって、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明等を交付する機能を有するものを介して行う証明書の交付をいう。以下同じ。）の場合にあっては、1 通につき350 円）
（新設）		戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 （電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事	1 件につき 400 円

改正前			改正後		
			項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合を除く。)		
磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付	1 通につき	750 円		1 通につき	750 円
(新設)			除籍電子証明書提供用識別符号の発行 (電子情報処理組織を使用する方法による除籍電子証明書提供用識別符号の発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合を除く。)	1 件につき	700 円
戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項 1 件につき	350 円	戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項 1 件につき	350 円
(略)			(略)		
届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第2項の書類	1 通につき	350 円	届出若しくは申請の受理の証明書の交付、戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。次項にお	1 通につき	350 円

改正前		改正後	
<p>_____</p> <p>_____に記載した事項の証明書の交付_____</p> <p>_____</p>		<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	
<p>戸籍法第48条第2項の書類</p> <p>_____</p> <p>_____の閲覧_____</p> <p>_____</p>	<p>書類1件につき</p> <p>350円</p>	<p>戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書その他市区町村長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧</p>	<p>_____1件につき</p> <p>350円</p>
(略)		(略)	